

千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の概要

策定の趣旨

障害福祉施策の課題については、様々な問題が相互に関連しあい、短期間で結果を出すことが難しい状況である。

そこで、課題解決に向けて、達成までのロードマップをイメージしながら個々の施策を検討するため、本市が独自に推進すべき障害福祉施策に係る中長期指針を策定する。

基本目標

全ての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、よりよい生活を求める努力ができ、その努力を、否定したり妨げたりせず、理解し手助けをすることができる共生社会を目指します。

対象期間：平成29年度～38年度(10年間)

中長期的に取り組むべき課題

- (1) 障害者一人ひとりに寄り添う相談体制の整備
- (2) 重度若しくは特別な配慮を必要とする障害のある方へのサービス提供体制の整備
- (3) 社会全体の障害者への理解の不足の解消
- (4) 障害福祉施策関連事業費の増大への対応

目標達成にあたっての考え方

- ① 現時点で生活が破綻しかねない危険があるなど、その生活が公的な制度ではないごく限られた支援者のみに負っているようなケースについては、早急に、かつ優先的に資源を投入し対応する。
- ② 現時点では、大きな問題となっていないが、課題を放置することによって、将来的に社会全体への甚大な負担となる課題についても、早急に、かつ優先的に資源を投入し対応する。
- ③ 異なる分野での連携が必要な課題や専門的な人材の育成については、効果が現れるまで長い時間がかかることから、できる限り早い段階から対応する。

市が特に取り組むべき事項と役割

- ① 法定の制度を適正に、より効果的に運営する。また、現状を把握し、積極的な情報収集と提供に努める。
- ② 障害者団体からの要望や個別のケース会議など現場レベルも含めた関係機関の意見を聴く機会をできる限り設ける。
- ③ ②で把握された課題について本市独自の対応策を検討するとともに国、県等への提案を行う。
- ④ 本市は、関係者間における連携の核を担う。若しくは連携の仕組みを構築のうえ、新たに連携の核となる者を育成する。
- ⑤ 本市における障害福祉の方向性について、できる限り多くの市民、障害者本人及びその家族等に周知するとともに、関係団体、関係機関等と共有する。

共生社会の実現

個別課題

障害の早期発見から相談機関への連携

- ・障害が判明するまで、不安を相談する場所が少ない
- ・障害の早期発見が難しい
- ・医療機関で障害の診断を受けた後、福祉サービス等の利用に円滑に移行できない

相談機関とネットワーク構築

- ・相談先を見つけることが難しい
- ・複数の専門機関にそれぞれ相談に行く必要がある
- ・計画相談事業所が、生活全般の支援に関わっていない
- ・支援チームのネットワークの中心が、障害者本人や家族にならざるを得ない

障害福祉サービス等の充実

- ・既存の障害福祉サービスについて、様々な理由により利用できない
- ・既存の障害福祉サービスの仕組みでは対応できないニーズを抱えている
- ・障害があるため、保育所(園)、幼稚園、学校、子どもルーム等の利用が制限される障害児がいる。

重い障害があっても自立できる社会の推進(住まいと社会のつながり)

- ・重度の障害者が自立するための住まいを確保することが困難
- ・自立するための生活支援が不足している
- ・地域コミュニティのなかで社会とのつながりをもつことが困難
- ・災害時の避難の援助や避難所での生活に対する対策・配慮が十分にできていない。

就労支援の充実

- ・就労先が見つからない
- ・長期にわたり働き続けられない
- ・工賃が低い

人材の育成

- ・本指針の取組みを実施するために必要な人材が不足している

障害者への理解促進と社会参加しやすい環境の構築

- ・障害者への理解、障害者の社会参加、バリアフリー化がまだまだ十分ではない
- ・障害者虐待の通報件数は増加し続けている

障害福祉施策関連事業費の増大への対応

- ・障害福祉施策関連事業費が急激に増大している

対応方針

- ・障害確定前の相談場所の創出
- ・早期発見の仕組みの創出と支援
- ・医療と福祉の連携の強化
- ・ボーダーラインにいる障害者に対するフォローアップの仕組みの創出

- ・相談機関の役割の明確化と周知
- ・相談機関同士の連携の強化
- ・計画相談事業所等の機能強化
- ・障害児のライフステージに対応した関係機関の情報共有体制の構築
- ・地域包括支援センター等との連携体制の構築

- ・不足しているサービスの開設促進
- ・個別のニーズへの聴き取りの機会の充実と重度の障害者の主な介助者への支援
- ・サービスへのアクセス支援
- ・保育所(園)、幼稚園、学校、子どもルーム等における障害児対応の充実

- ・賃貸物件を借りる際の保証制度の充実
- ・グループホーム等の開設の支援
- ・生活支援の在り方について検討
- ・地域における障害者の孤立化防止と地域とのつながりの促進
- ・災害時の障害の特性に応じた避難支援の検討

- ・障害者の就労先の開拓と職場定着支援の充実
- ・重度の障害者が活躍できる場の創出
- ・工賃向上に向けた企業と障害福祉サービス事業所の橋渡しの実施、本市からの発注の増加

- ・福祉分野や他分野の人材育成の推進
- ・本市職員への研修等の充実
- ・障害者団体による障害者等を支援する人材の育成

- ・東京パラリンピック開催を契機とした企業・市民等への啓発、小学校等での交流や障害者の外出機会の促進、バリアフリー化の推進
- ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮の着実な実施
- ・障害者虐待の再発防止

- ・適正給付についての確認の徹底
- ・二次障害等による障害の重度化を予防する施策の推進
- ・既存事業の検証と見直し

指針の実現に向けて

- (1) 本指針の評価・検証
 - ・3年ごとに評価等を実施するとともに、毎年、障害者施策推進協議会に報告のうえ、評価等を受け、事業展開に反映
 - ・障害者団体等から意見を聞くとともに、実態調査等によりニーズ等を把握し、事業展開に反映
- (2) 本市の体制整備
 - ・計画的に最適かつ必要な人材の配置を行うなど組織・体制の見直しを実施
 - ・必要に応じて、課題解決に向けて検討組織の設置を検討